

# あした コープ未来の森づくり基金

## 「2025年度 高額助成」募集要項

### はじめに

コープ未来(あした)の森づくり基金では、レジ袋をご購入されなかった組合員さん一人につき0.5円が基金に積み立てられることにより、北海道の森づくりをすすめる活動に取り組んでいます。

基金では、北海道の森づくりをすすめる団体の植樹・育樹・森林体験・林産物の活用などの活動を支援するために「未来(あした)の森づくり助成制度」を設けました。以下の説明をお読みいただきご応募下さい。

### 1. 助成対象案件

広く北海道の森づくりをすすめることを目的とし、植樹・育樹・森林体験・木育の取り組み、林産物や木質バイオマス資源の活用、森づくり活動をすすめる人材育成などの多様な森づくり活動で、将来的に発展性のある活動を対象とします。

注意／以下の申請・活動案件は助成の対象外です。

- ・ 研究機関における研究費の補填、教育機関による授業の一環としての活動費
- ・ 行政などが行う住民サービス、行政からの申請
- ・ 営利事業や政治的宗教的活動
- ・ 委託部分が多く、申込団体が主たる実施団体と認められない活動

※助成案件の活動期間終了後、原則連続して同一案件へ的高額助成は行いません。ただし、新たな案件(それまでと違った新規の活動案件)や、発展的な取り組みは審査対象といたします。

### 2. 助成応募資格

- ① 北海道内を活動エリアとする団体(民間企業・大学の非営利活動を含む)
- ② 運営規約、代表者および所在地が定まっていること
- ③ 活動実績が1年以上であること

### 3. 助成対象案件の活動期間

2025年4月1日より1年から3年以内とします。

### 4. 助成金額等

団体が実施する案件に対して30万円以上100万円以下を助成します(活動期間が2～3年でも上限は10

0万円です)。2025年度高額助成は、4団体程度を募集します。

## 5. 助成要件

(1)助成の対象となる費用には以下のものを含まず

- ① 森づくりの活動に必要な苗木、資材
- ② チェーンソー、鎌などの直接森づくりに関わる機器類の購入費
- ③ 専門家や学識経験者による森づくりの指導などに対する謝金や交通費
- ④ 団体に実施することが困難な専門的な技術を要する作業(地拵え等)の専門業者への委託費
- ⑤ 地域住民等の参加による活動実施時に加入するイベント保険料など
- ⑥ 活動に関わる会場費、会場賃貸料、交通費及び運搬費など
- ⑦ 臨時雇用者の人件費。また、申請団体が民間企業・大学以外の場合は、常勤役職者の人件費(助成額の30%が上限)も認めず。
- ⑧ 持続可能な活動の為に人材育成や後継者育成の為に研修プログラム費用など

(2)助成の対象とならない費用

- ① 申請団体が民間企業・大学の場合の常勤役職員の人件費
- ② 日常の通信費や消耗品購入費、会報作成や発送に係わる団体運営上必要な費用
- ③ 申請した活動に直接必要のない備品や機材などの購入費
- ④ 他の団体への補助(助成)等を目的とした費用
- ⑤ 飲食に係わる費用

(3) 選考の視点(申請案件についての評価)

- A. 「1. 助成対象案件」との合致度、申込案件テーマと活動内容の整合性
- B. 新規性・独自性
- C. 取組の継続性・将来性
- D. 森や自然環境維持向上・生態系保全への貢献度
- E. 森づくりや木育への啓蒙活動貢献度
- F. 地域との連携・協働の度合
- G. 目標達成見込み

※上記の視点で評価しますが、申請案件によっては、すべてに該当する必要はありません。採用の可否は総合的に判断します。

## 6. 応募手続き

(1) 応募締め切り

2024年9月30日(月)(当日消印あるいは宅配便受付日有効)

(2) 申込書類

申込書類	団体	民間企業・大学
------	----	---------

①所定の申込書 (コープさっぽろ HP からダウンロード)	○	○
②2024年度の事業計画書及び収支予算	○	○
③団体の定款またはこれに相当する規約	○	—
④役員会など、団体の意思決定機関の名簿	○	—
⑤財務関連書類3年分 (決算書類、事業報告書、またはこれに相当する書類、設立3年未満の団体は、提出できる範囲で可)	○	—
⑥関連実績を示す資料(適宜)	△	△
⑦その他、団体の活動を説明する資料、パンフレット、写真など(適宜)	△	△

○ :必須、△:任意、—:不要

### (3) 申込書類に関する注意事項

- A) (2)ー①「助成金申込書」は、Eメールにて送付いただきます。
- B) (2)ー②～⑦申込書類は、PDFなど電子データにて、Eメールにて送付いただきます。
- C) 一度提出いただいた申込書データの差し替えはできません。
- D) 申込書類の不足や記入漏れ等の不備がある場合は、受付を見合わせる場合があります。

### (4) 助成金の支払い

- A) 助成金の決定の案内は申込者に直接行います。
- B) 助成金の支払は2025年3月末日までに指定口座に一括して振込みます。

### (5) 支払までのスケジュール

- ①8月1日～9月30日 募集
- ②10月1日～12月上旬 審査
- ③12月中旬 運営委員会決定
- ④12月末日まで 審査結果通知
- ⑤2025年3月(予定) 助成金贈呈式(コープ森づくり交流会)
- ⑥3月末日まで 振り込み

## 7. 契約と公表、訪問

### (1) 助成契約の締結

助成を受ける団体は、上記条件を含む助成契約を本基金と締結していただきます。なお、契約主体は、申込代表者の所属する団体とします。

### (2) 第三者への業務委託

- A) 当該活動の一部を第三者に委託する場合は、申込書の「実施体制」の欄にその旨を明記してください。当該個所に記載なく、選定後に新たに発生した第三者への委託は、改めてコープ未来の森づくり基金の承認を得る必要があります。
- B) 第三者への委託費(以下、「業務委託費」)の1件当たりの金額が助成金額全体の50%を超える

場合は、会計報告の際に、業務委託費の内訳が分かる資料を提出していただきます。

### (3) 成果の公表

助成案件の成果および経過について、コープさっぽろホームページ、マスコミ等で公表することがあります。また、本基金の発表会や講演会、プロモーション活動等で協力をお願いする場合があります。

### (4) 助成を受ける団体の成果等の公表

助成を受けた団体が助成案件の推進およびその成果を独自に对外公表する際には、本基金から助成を受けた旨を明示していただきます(例:本事業(行事)はコープ未来の森づくり基金2025年度高額助成を受けて実施します)。

### (5) 現地訪問

助成案件の実施状況および成果確認のため、現地を訪問させていただく場合があります。また、コープさっぽろ組合員の学習活動の一環として、現地見学の要請を行う場合があります。

## 8. 選定方法

### (1) 選定プロセス

案件の選定に際し、学識経験者など外部の有識者と運営委員で構成される『コープ未来の森づくり基金助成制度審査委員会(以下審査委員会)』を設置します。

審査委員会は審査委員会規定に基づき、応募団体、内容の審査を行い、助成対象を運営委員会に推薦します。運営委員会はこの推薦に基づき、助成対象を決定します。

審査は、A. 助成対象案件との合致度・申込案件テーマと活動内容の整合性

B. 専門性(独自性や新規性、継続性・将来性)

C. 社会貢献度合(自然環境・生態系保全への貢献度、啓蒙活動貢献度、地域との連携・協働の度合)

D. 目標達成見込み(達成の確実さ)

などの評価項目について、申込案件に応じて総合的に選定いたします。

### (2) 選定結果の通知・開示

① 選考結果は2023年12月末日までに、各応募者に文書でご連絡します。

② 選定された案件は、コープさっぽろホームページ上で公表します。

### (3) 個人情報の取り扱い

当基金は、個人情報保護法及び関連諸法令を遵守し、申込者から提供いただいた個人情報を適切に管理し、以下の通り取扱います。

#### ① 個人情報の利用目的

申込者から当基金に提供いただいた個人情報は、その全部または一部を、以下の目的で利用いたします。

(ア)助成案件の選定および助成実施のため

(イ)セミナー、交流会など当基金主催のイベントへのご案内のため

め(ウ)その他上記業務に関連・付随する業務のため

② 個人情報の提供

(ア)当基金は、申込者の同意をいただいた場合又は法令に基づく場合を除き、申込者より提供いただいた個人情報を第三者に開示、提供いたしません。

9. 報告の義務

- ① 助成期間終了後1ヶ月以内(4月30日まで)に成果報告書(会計報告を含む:領収書コピー添付)をEメールにて提出していただきます。
- ② 助成期間を複数年度とした場合は、年度毎に中間報告書(会計報告を含む:領収書コピー添付)を4月30日までに提出していただきます。
- ③ 報告書の書式については指定をしません、A4片面印刷で統一していただきます。
- ④ 報告書は活動内容がわかる資料・写真とし、助成を受けたことによる具体的な成果や今後に期待できる点を記載して下さい。資料はPDF化して送信してください。
- ⑤ 計画の変更が必要な場合には、その旨運営委員会に申請し、承認を得る必要があります。
- ⑥ 助成金に残余が生じた場合、残余分はコープ未来の森づくり基金に返還するものとします。
- ⑦ 以下のような場合には助成金の返還を求めることがあります。  
A) 受給した助成金を使用しなかった場合  
B) 助成金申込書の使用予定と使用内容が著しく相違した場合  
C) その他、受給者としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情があるとき

10. お問い合わせ先および申込書類の提出先

(申込書類の提出・お問い合わせ先) コープさっぽろ環境推進グループ 担当:増野

Email: csapmori@sapporo.coop